

平成29年度 入学者選抜基準（一般入学）

1. 判定方法

- (1) 志願者原簿に記載された内申点と学力検査点をもって判定する。
- (2) 内申点と学力検査点によって、成績上位者よりA圏、B圏、C圏を設定する。
- (3) A、B、Cの各圏で、下記の事項にあてはまる受検生をそれぞれA'、B'、C'とする。
 - a 3年の学習評価に「1」のある者。
 - b 3カ年通算の遅刻、欠課、欠席が多い者。
 - c 面接の結果が「C」の判定である者。
 - d 学力検査点が著しく低い者。
- (4) 審議はA圏より、第1審議から最終審議の順でおこなう。

2. 学科の審議順序

平均点が高い順に審議していく

平成29年度 入学者選抜基準（第2次募集）

1. 判定方法

- (1) 志願者原簿に記載された内申点と学力検査点をもって判定する。
- (2) 一次募集の結果に基づき内申点と学力検査点によってA圏、B圏を設定する。
- (3) A、Bの各圏で、下記の事項にあてはまる受検生をそれぞれA'、B'とする。
 - a 3年の学習評価に「1」のある者。
 - b 3カ年通算の遅刻、欠課、欠席が多い者。
 - c 面接の結果が「C」の判定である者。
 - d 学力検査点が著しく低い者。
- (4) 審議はA圏より、第1審議から最終審議の順でおこなう。

2. 学科の審議順序

平均点が高い順に審議していく。